



# 学内広報



2003. 3. 17  
東京大学広報委員会

## 特別号：国立大学法人法案



〔動意〕の図：3階廊下



〔静意〕の図：4階廊下



〔湧泉〕の図：(舞台正面左側)



〔採果〕の図：(舞台正面右側)

大講堂（安田講堂）に描かれている壁画（作：小杉未醒）

去る2月28日付で国立大学法人法に関する閣議決定がなされ、政府案が公表されました。この「国立大学法人法案」について、東京大学構成員の皆さまに、いち早くお知らせしたい、という佐々木総長の意向を受けて本特別号を企画いたしました。冒頭には総長からのメッセージが掲載されております。法案は、今後国会の審議に委ねられますが、このことについての皆さまの関心を喚起し、新たな年度に実りある論議を展開するための端緒となることを期待して本号をお届けします。

広報委員会委員長 森 裕司

### 目次

国立大学法人法案をめぐる動きについて	総長 佐々木 毅	2
国立大学法人法案		3
独立行政法人通則法の読替表【第35条関係】		16
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱		25
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（抄）		26
第156回国会における文部科学省提出法律案（抄）		27

## 国立大学法人法案をめぐる動きについて

総長 佐々木 毅

今年に入ってから「国立大学法人法案の概要」（以下、「概要」と呼ぶ）が国大協法人化特別委員会で明らかにされた。そして、2月10日には国立大学長会議が開催され、文部科学省の側からこの「概要」についての説明があった。これをうけて各大学からさまざまな疑問点が国大協法人化特別委員会に寄せられ、同委員会の法制化グループがこれら多数の疑問点を整理するとともに、「概要」に対する国大協の態度表明の準備が進められた。そして、国大協法人化特別委員会での審議を経て2月24日の国大協理事会において法制化グループの整理に基づく同委員会の見解が表明され、それをめぐって活発な意見交換が行なわれた。特に、多数の疑問が寄せられていることに鑑み、政府案決定の前にも臨時の会合を開催し、議論を深めるべきだとの意見が数多く出された。そこで法案決定後に何らかの会合を持つことを念頭において、理事会に提案された原案を修正の上、「理事会としては、法案の基本的な枠組みは最終報告を尊重して立案されているとの国大協法人化特別委員会の見解を全体として了承し、政府に対し、今後この見解に沿って法制化が進められるよう、強く要望する」という見解をまとめた。そして、周知のように2月28日には政府案が決定された。

この間、本学においては学部長会議、研究所長会議、学部長・研究所長合同会議、UT21会議法人化準備委員会、センター長会議において「概要」をめぐって意見交換や見解の表明が行われた。また、3月4日には政府案を基にUT21会議法人化準備委員会において関連条文の説明を含め、2時間近くにわたって意見交換と見解の表明が行われた。「概要」以来、一貫して議論になったのは、国立大学の設置者が国ではなく国立大学法人であるとされたことの意味及びその含意、国立大学法人に属する経営協議会が教育研究評議会（当初、多くの人々が国立大学に属するものと理解した）よりも上位に立つのではないかという疑念、教授会を初めとする内部組織が初めから全く言及されていないことへの不安（あるいは、学内の組織の多くをできるだけ省令その他で規定して欲しいという要望）、独立行政法人通則法の多くの準用個所が持つ具体的な意味内容の確認などであった。また、法案発表後は、「概要」では学部、研究科、研究所などが省令で規定されるとされていたにもかかわらず、それが法案段階で削除されたこととその背景が議論の焦点に浮上した。つまり、大学内部のことは大学の判断に委ねるべきであるという議論がこの削除の理由であったとされるが、それは大学に対する国の責任の軽減を企図するものではないかといったことが指摘された。更にこのように省

令に規定されないというのであれば、こうした組織名は中期目標・計画に書き込むことになるのかなど、この中期目標・計画作成作業とどう関係するかといった点も新たな争点として指摘されている。

これらはいわば国立大学法人法案に内在的な論点に止まり、膨大な数の関連条文やその修正においてどのような制度設計が実際になされているかはなお検討を要するところである。従って、今後更に多くの疑問や不安が出てくる可能性は排除できない。こうした論点を明らかにすることは今後の法案審議との関係においても、また、政省令の制定過程との関係においても依然として重要であり、決して、全てが決着したわけではない。従って、今後必要に応じて個々の論点について国大協を通して、あるいは、本学として意思表示をしていくつもりである。

同時に、法案は一見して明らかのように各大学に広範な範囲で自ら決定する権利と義務を課しており、法案で明記されていない大学内部の仕組みについて早急に組織規範を自ら整備する必要がある。無用な混乱を防ぐためにも、こうした大学内部体制についてはツメを着実にやっていくことが必要である。この点は法人化準備委員会でも指摘された点であった。また、役員数が総長及び理事7名となったことを受けてどのような組織体制を全体として考えるか、事務機構をどのように見直すかも大きな課題である。その総数の2分の1以上が学外者によって占められる経営評議会については、それへの反対論を含め、学内外にさまざまな見解がある。その人事については教育研究評議会が意見を述べる権利があることが法案で明白にされたが、本当に機能し得る組織にするためには相当の準備が必要である。今後は法案の審議状況を見定めながら、必要な準備を行っていくことにしている。

## 国立大学法人法案

### 目次

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則 (第1条～第8条)

##### 第2節 国立大学法人評価委員会 (第9条)

#### 第2章 組織及び業務

##### 第1節 国立大学法人

##### 第1款 役員及び職員 (第10条～第19条)

##### 第2款 経営協議会等 (第20条・第21条)

##### 第3款 業務等 (第22条・第23条)

##### 第2節 大学共同利用機関法人

##### 第1款 役員及び職員 (第24条～第26条)

##### 第2款 経営協議会等 (第27条・第28条)

##### 第3款 業務等 (第29条)

#### 第3章 中期目標等 (第30条・第31条)

#### 第4章 財務及び会計 (第32条～第34条)

#### 第5章 雑則 (第35条～第37条)

#### 第6章 罰則 (第38条～第41条)

#### 附則

##### 第1章 総則

##### 第1節 通則

##### (目的)

第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第1の第2欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第2の第2欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第30条第1項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第31条第1項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）をいう。以下同じ。）第31条第1項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

8 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。

（教育研究の特性への配慮）

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

（国立大学法人の名称等）

第4条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第1の第1欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

2 別表第1の第1欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第2欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

（大学共同利用機関法人の名称等）

第5条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第2の第1欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

2 別表第2の第1欄に掲げる大学共同利用機関法人は、それぞれ同表の第2欄に掲げる研究分野について、文部科学省令で定めるところにより、大学共同利用機関を設置するものとする。

（法人格）

第6条 国立大学法人等は、法人とする。

（資本金）

第7条 各国立大学法人等の資本金は、附則第9条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第6項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5 国立大学法人等は、第2項又は第3項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国立大学法人等は、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限)

第8条 国立大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。

第2節 国立大学法人評価委員会

第9条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。

(2) その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第2章 組織及び業務

第1節 国立大学法人

第1款 役員及び職員

(役員)

第10条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事2人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第1の第4欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員職務及び権限)

第11条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第5号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見（国立大学法人等が第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項

(2) この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

(1) 第20条第2項第3号に掲げる者の中から同条第1項に

規定する経営協議会において選出された者

(2) 第21条第2項第3号又は第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第2項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

第13条 理事は、前条第7項に規定する者の中から、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第14条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(役員任期)

第15条 学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員欠格条項)

第16条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員解任)

第17条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が

次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その役員を解任することができる。
- 4 前2項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。
- 5 学長は、第1項から第3項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第18条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第19条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第2款 経営協議会等

（経営協議会）

第20条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事及び職員
- (3) 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に關し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 3 前項第3号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
  - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
  - (3) 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
  - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (6) その他国立大学法人の経営に関する重要事項
- 5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 議長は、経営協議会を主宰する。

（教育研究評議会）

第21条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
- (4) その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
- 3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 中期目標についての意見に関する事項（前条第4項第1号に掲げる事項を除く。）
  - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第4項第2号に掲げる事項を除く。）
  - (3) 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (4) 教員人事に関する事項
  - (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
  - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
  - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (9) その他国立大学の教育研究に関する重要事項
- 4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第3款 業務等

（業務の範囲等）

第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- (1) 国立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国立大学法人は、前項第6号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(大学附属の学校)

第23条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。

第2節 大学共同利用機関法人

第1款 役員及び職員

(役員)

第24条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事2人を置く。

2 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第2の第4欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の仕事及び権限)

第25条 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。

2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議(第5号において「役員会」という。)の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- (2) この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用)

第26条 第12条から第19条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第12条第2項第1号中「第20条第2項第3号」とあるのは「第27条第2項第3号」と、同項第2号中「第21条第2項第3号又は第4号」とあるのは「第28条第2項第3号から第5号まで」と、同条第7項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

第2款 経営協議会等

(経営協議会)

第27条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事及び職員
- (3) 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するも

ののうちから、次条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

3 前項第3号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
  - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
  - (3) 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
  - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (6) その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項
- 5 経営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 6 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

第28条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事
- (3) 大学共同利用機関の長
- (4) その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
- (5) 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの(前条第2項第3号に掲げる者を除く。)のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの

3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(前条第4項第1号に掲げる事項を除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第4項第2号に掲げる事項を除く。)
- (3) 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項
- (5) 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項
- (6) 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
- (7) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項

4 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。

5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第3款 業務等

(業務の範囲等)

第29条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

- (1) 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
- (2) 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。
- (3) 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- (4) 当該大学共同利用機関における研究の成果（第2号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
- (5) 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 大学共同利用機関法人は、前項第5号に掲げる業務を行うときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 中期目標等

#### (中期目標)

第30条 文部科学大臣は、6年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上に関する事項
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (3) 財務内容の改善に関する事項
- (4) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

#### (中期計画)

第31条 国立大学法人等は、前条第1項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

### 第4章 財務及び会計

#### (積立金の処分)

第32条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第22条第1項又は第29条第1項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 国立大学法人等は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (長期借入金及び債券)

第33条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 文部科学大臣は、前2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

- 6 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法(明治32年法律第48号)第309条、第310条及び第311条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。  
(償還計画)

第34条 前条第1項又は第2項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第5章 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第35条 独立行政法人通則法第3条、第7条第2項、第8条第1項、第9条、第11条、第14条から第17条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条から第50条まで、第52条、第53条、第61条及び第63条から第66条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上(左)欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	個別法	国立大学法人法
第14条第1項	長(以下「法人の長」という。)	学長(大学共同利用機関法人にあっては、機構長。以下同じ。)
第14条第2項	法人の長	学長
	この法律	国立大学法人法
第14条第3項	第20条第1項	国立大学法人法第12条第7項(大学共同利用機関法人にあっては、同法第26条において準用する同項)
	法人の長	学長
第15条第2項、	法人の長	学長

第16条及び第24条から第26条まで		
第28条第2項	主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)	文部科学省令
第31条第1項	前条第1項	国立大学法人法第31条第1項
	中期計画	同項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)
第31条第2項	前条第1項の認可を受けた後	国立大学法人法第31条第1項の認可を受けた後
第33条	中期目標の期間	国立大学法人法第30条第1項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。)の期間
第34条第2項	考慮して	考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第 号)第16条第2項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して
第38条第2項	監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)	監事及び会計監査人の意見
第38条第4項	及び監事	並びに監事及び会計監査人

第39条	独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)	国立大学法人等
第41条	第4条(第2項第2号を除く。)	第4条
	独立行政法人通則法第39条	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条
第44条第3項	第30条第1項	国立大学法人法第31条第1項
第44条第5項	個別法で定める	国立大学法人法第32条で定めるところによる
第45条第1項	第30条第2項第4号	国立大学法人法第31条第2項第4号
第45条第5項	個別法に別段の定めがある	国立大学法人法第33条第1項又は第2項の規定による
第48条第1項	第30条第2項第5号	国立大学法人法第31条第2項第5号
第50条	この法律及びこれ	この法律及び国立大学法人法並びにこれ
第52条第3項	実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積り	実績
第65条第1項	個別法	国立大学法人法

(財務大臣との協議)

第36条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- (1) 第7条第4項の規定により基準を定めようとするとき、又は同条第8項の規定により金額を定めようとするとき。
- (2) 第22条第2項、第29条第2項、第31条第1項、第33条第1項、第2項若しくは第6項若しくは第34条第1項又は準用通則法第45条第1項ただし書若しくは第2項ただし書若しくは準用通則法第48条第1項の規定による認可をしようとするとき。
- (3) 第30条第1項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- (4) 第32条第1項又は準用通則法第44条第3項の規定による承認をしようとするとき。

(5) 準用通則法第47条第1号又は第2号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第37条 教育基本法(昭和22年法律第25号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法(昭和26年法律第285号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

#### 第6章 罰則

第38条 第18条(第26条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 準用通則法第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、20万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、20万円以下の過料に処する。

- (1) この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (2) この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 第22条第1項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- (5) 第29条第1項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- (6) 第31条第4項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。
- (7) 準用通則法第9条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- (8) 準用通則法第33条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- (9) 準用通則法第38条第4項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- (10) 準用通則法第47条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (11) 準用通則法第65条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第41条 第八条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成15年10月1日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第2条 文部科学大臣は、この法律の施行の日において、この法律の施行の際現に附則別表第1の上(左)欄に掲げる大学の学長である者を、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の学長となったときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

2 前項に規定する国立大学法人の学長となるべき者の指名については、準用通則法第14条第3項の規定は、適用しない。

3 文部科学大臣は、附則別表第1の表の上(左)欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成16年3月31日であるときは、準用通則法第14条第2項の規定にかかわらず、当該大学に設けられた選考会議(学長、副学長及び学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長(旧設置法(国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第 号。以下「整備法」という。))第2条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)をいう。以下同じ。))第7条の3第1項に規定する評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。)並びに旧設置法第7条の2第1項に規定する運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議をいう。)において第12条第7項に規定する者のうちから選考された者を、当該大学の学長の申出に基づき、国立大学法人の成立の日において、同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人の学長として任命するものとする。

4 第1項の規定により指名され、準用通則法第14条第2項の規定により国立大学法人等の成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、附則別表第1の上(左)欄に掲げる大学の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(国立大学法人等の成立)

第3条 別表第1に規定する国立大学法人及び別表第2に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第17条の規定にかかわらず、整備法第2条の規定の施行の時に成立する。

2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第16条の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第4条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第1の上(左)欄に掲げる機関の職員である者(独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第 号)附則第2条又は独立行政法人海洋研究開発機構法(平成15年法律第 号)附則第2条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。)は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第5条 前条の規定により各国立大学法人等の職員となった者に対する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82

条第2項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第6条 附則第4条の規定により附則別表第1の上(左)欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員が同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第4条の規定により引き続き附則別表第1の下(右)欄に掲げる国立大学法人等の職員となった者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法(昭和49年法律第116号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであって、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第7条 附則第4条の規定により国立大学法人等の職員となった者であって、国立大学法人等の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項(同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立大学法人等の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児

童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（各国立大学法人等の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第8条 国立大学法人等の成立の際現に存する国家公務員法第108条の2第1項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第4条の規定により各国立大学法人等に引き継がれる者であるものは、国立大学法人等の成立の際労働組合法（昭和24年法律第174号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立大学法人等の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合となつたものについては、国立大学法人等の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第2条ただし書（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第9条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第2条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第21項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第11条第1項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れられるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、各国立大学法人等が行う第22条第1項又は第29条第1項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 前項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額（国立大学法人にあつては、当該価額に附則第12条第1項の規定により当該国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）に対して負担する債務の額を加えた額）を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第2項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第10条 国立大学法人等の成立の際、旧特別会計法第17条の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、国立大学法人等の成立の日において各国立大学法人等に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第11条 整備法第2条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号。附則第14条第1項において「社会資本整備特別措置法」という。）第7条第6項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額（附則第9条第1項の規定により各国立大学法人等に承継されたものに限る。）は、附則第14条第1項の規定により国から当該国立大学法人等に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第4項及び第5項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（センターの債務の負担等）

第12条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、センターに対し、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第 号）附則第8条第1項第2号の規定によりセンターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

2 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第1項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、センターが承継した借入金債務を保証するものとする。

4 第1項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第33条第2項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

（国有財産の無償使用）

第13条 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

2 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

(国の無利子貸付け等)

第14条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第35条の規定の適用については、同条の表第45条第5項の項中「第33条第1項又は第2項」とあるのは、「第33条第1項若しくは第2項又は附則第14条第1項」とする。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、5年(2年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第1項の規定により国立大学法人等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 国立大学法人等が、第1項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第2項及び第3項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)

第15条 附則別表第1の上(左)欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時にあって、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人が第4条第2項の規定により設置する別表第1の第2欄に掲げる国立大学となるものとする。

2 旧設置法第9条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時にあって、国立大学法人筑波大学が第4条第2項の規定により設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

第16条 国立大学法人の成立の際現に附則別表第2の上(左)欄に掲げる国立短期大学に在学する学生が存する場合には、同表の中欄に掲げる国立大学法人は、当該学生が当該国立短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、同表の下(右)欄に掲げる短期大学(以下「新国立短期大学」という。)を設置する。

2 新国立短期大学は、前項に規定する学生が当該新国立短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第1項の規定により新国立短期大学を設置する国立大学法人に対する第22条第1項第1号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学(附則別表第2の下(右)欄に掲げる新国立短期大学を含む。以下この条において同じ。)」とする。

4 附則別表第2の上(左)欄に掲げる国立短期大学は、国立大学法人の成立の時にあって、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる新国立短期大学となるものとする。

第17条 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律(平成14年法律第23号)附則第2項の

規定により平成14年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第 号)附則第2項の規定により平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、附則別表第3の上(左)欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのため必要な教育を行なうものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、当該国立大学の定めるところによる。

(不動産に関する登記)

第18条 各国立大学法人等が附則第9条第1項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第19条 国立大学法人等の成立の際現に係属している国立大学法人等が行う第22条第1項又は第29条第1項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立大学法人等が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該国立大学法人等を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

(最初の教育研究評議会の評議員)

第20条 国立大学法人等の成立後の最初の第21条第1項及び第28条第1項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。

(1) 国立大学法人の教育研究評議会 第21条第2項第1号及び第2号に掲げる者

(2) 大学共同利用機関法人の教育研究評議会 第28条第2項第1号から第3号までに掲げる者

(名称の使用制限に関する経過措置)

第21条 この法律の施行の際現にその名称中に国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いている者については、第8条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

(政令への委任)

第22条 附則第2条及び第4条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第1(附則第2条、附則第4条、附則第6条、附則

第15条関係)

機 関	国立大学法人等
(略)	
旧設置法第3条第1項の表に掲げる千葉大学	国立大学法人千葉大学
旧設置法第3条第1項の表に掲げる東京大学	国立大学法人東京大学
旧設置法第3条第1項の表に掲げる東京医科歯科大学	国立大学法人東京医科歯科大学
(略)	

附則別表第2 (附則第16条関係)  
(略)

附則別表第3 (附則第17条関係)  
(略)

別表第1 (第2条、第4条、第10条、附則第3条、附則第15条関係)

国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の人数
国立大学法人北海道大学	北海道大学	北海道	7
国立大学法人北海道教育大学	北海道教育大学	北海道	4
国立大学法人室蘭工業大学	室蘭工業大学	北海道	3
国立大学法人小樽商科大学	小樽商科大学	北海道	2
国立大学法人帯広畜産大学	帯広畜産大学	北海道	2
国立大学法人旭川医科大学	旭川医科大学	北海道	4
国立大学法人北見工業大学	北見工業大学	北海道	2
国立大学法人弘前大学	弘前大学	青森県	5
国立大学法人岩手大学	岩手大学	岩手県	4
国立大学法人東北大学	東北大学	宮城県	7
国立大学法人宮城教育大学	宮城教育大学	宮城県	3
国立大学法人秋田大学	秋田大学	秋田県	5
国立大学法人山形大学	山形大学	山形県	5
国立大学法人福島大学	福島大学	福島県	4
国立大学法人茨城大学	茨城大学	茨城県	4

城大学			
国立大学法人筑波大学	筑波大学	茨城県	8
国立大学法人宇都宮大学	宇都宮大学	栃木県	4
国立大学法人群馬大学	群馬大学	群馬県	5
国立大学法人埼玉大学	埼玉大学	埼玉県	4
国立大学法人千葉大学	千葉大学	千葉県	6
国立大学法人東京大学	東京大学	東京都	7
国立大学法人東京医科歯科大学	東京医科歯科大学	東京都	5
国立大学法人東京外国語大学	東京外国語大学	東京都	3
国立大学法人東京学芸大学	東京学芸大学	東京都	4
国立大学法人東京農工大学	東京農工大学	東京都	4
国立大学法人東京芸術大学	東京芸術大学	東京都	4
国立大学法人東京工業大学	東京工業大学	東京都	4
国立大学法人東京海洋大学	東京海洋大学	東京都	4
国立大学法人お茶の水女子大学	お茶の水女子大学	東京都	4
国立大学法人電気通信大学	電気通信大学	東京都	4
国立大学法人一橋大学	一橋大学	東京都	4
国立大学法人横浜国立大学	横浜国立大学	神奈川県	4
国立大学法人新潟大学	新潟大学	新潟県	6
国立大学法人長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	新潟県	3
国立大学法人上越教育大学	上越教育大学	新潟県	3
国立大学法人富山大学	富山大学	富山県	4
国立大学法人富山医科薬科大学	富山医科薬科大学	富山県	5
国立大学法人金沢大学	金沢大学	石川県	6
国立大学法人福井大学	福井大学	福井県	6
国立大学法人山梨大学	山梨大学	山梨県	6

国立大学法人信州大学	信州大学	長野県	6
国立大学法人岐阜大学	岐阜大学	岐阜県	5
国立大学法人静岡大学	静岡大学	静岡県	4
国立大学法人浜松医科大学	浜松医科大学	静岡県	4
国立大学法人名古屋大学	名古屋大学	愛知県	7
国立大学法人愛知教育大学	愛知教育大学	愛知県	4
国立大学法人名古屋工業大学	名古屋工業大学	愛知県	3
国立大学法人豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学	愛知県	3
国立大学法人三重大学	三重大学	三重県	5
国立大学法人滋賀大学	滋賀大学	滋賀県	4
国立大学法人滋賀医科大学	滋賀医科大学	滋賀県	4
国立大学法人京都大学	京都大学	京都府	7
国立大学法人京都教育大学	京都教育大学	京都府	3
国立大学法人京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学	京都府	4
国立大学法人大阪大学	大阪大学	大阪府	7
国立大学法人大阪外国語大学	大阪外国語大学	大阪府	2
国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	大阪府	4
国立大学法人兵庫教育大学	兵庫教育大学	兵庫県	3
国立大学法人神戸大学	神戸大学	兵庫県	8
国立大学法人奈良教育大学	奈良教育大学	奈良県	2
国立大学法人奈良女子大学	奈良女子大学	奈良県	4
国立大学法人和歌山大学	和歌山大学	和歌山県	4
国立大学法人鳥取大学	鳥取大学	鳥取県	5
国立大学法人島根大学	島根大学	島根県	6
国立大学法人岡山大学	岡山大学	岡山県	7
国立大学法人広島大学	広島大学	広島県	7

島大学			
国立大学法人山口大学	山口大学	山口県	5
国立大学法人徳島大学	徳島大学	徳島県	5
国立大学法人鳴門教育大学	鳴門教育大学	徳島県	3
国立大学法人香川大学	香川大学	香川県	6
国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	愛媛県	5
国立大学法人高知大学	高知大学	高知県	6
国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学	福岡県	3
国立大学法人九州大学	九州大学	福岡県	8
国立大学法人九州工業大学	九州工業大学	福岡県	4
国立大学法人佐賀大学	佐賀大学	佐賀県	6
国立大学法人長崎大学	長崎大学	長崎県	6
国立大学法人熊本大学	熊本大学	熊本県	6
国立大学法人大分大学	大分大学	大分県	6
国立大学法人宮崎大学	宮崎大学	宮崎県	6
国立大学法人鹿児島大学	鹿児島大学	鹿児島県	6
国立大学法人鹿児島屋体育大学	鹿児島屋体育大学	鹿児島県	2
国立大学法人琉球大学	琉球大学	沖縄県	5
国立大学法人総合研究大学院大学	総合研究大学院大学	神奈川県	2
国立大学法人政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	神奈川県	2
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	石川県	4
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	奈良県	4
国立大学法人筑波技術短期大学	筑波技術短期大学	茨城県	2
国立大学法人高岡短期大学	高岡短期大学	富山県	2

## 備考

- 1 総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第 68 条に規定する大学とする。
- 2 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとの緊密な関係及び協力の下に教育研究を行うものとする。
- 3 筑波技術短期大学及び高岡短期大学は、学校教育法第 69 条の 2 第 2 項に規定する短期大学とする。
- 4 この表の各項の第 4 欄に掲げる理事の員数が 2 人である当該各項の第 1 欄に掲げる国立大学法人が 1 人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第 4 欄中「2」とあるのは、「3」とする。

別表第 2（第 2 条、第 5 条、第 24 条、附則第 3 条関係）  
（略）

## 理 由

大学改革の一環として、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を設立するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 独立行政法人通則法の読替表【第 35 条関係】

(傍線部は読替部分)

(破線部は準用する以上当然の部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>第 3 条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p> <p>2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>3 この法律及び国立大学法人法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>第 3 条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p> <p>2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>
<p>(事務所)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。</p>
<p>(財産的基礎)</p> <p>第 8 条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(財産的基礎)</p> <p>第 8 条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(登記)</p> <p>第 9 条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p>	<p>(登記)</p> <p>第 9 条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p>
<p>(民法の準用)</p> <p>第 11 条 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 44 条及び第 50 条の規定は、独立行政法人について準用する。</p>	<p>(民法の準用)</p> <p>第 11 条 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 44 条及び第 50 条の規定は、独立行政法人について準用する。</p>
<p>第 3 節 設立</p>	<p>第 3 節 設立</p>
<p>(法人の長及び監事となるべき者)</p> <p>第 14 条 文部科学大臣は、独立行政法人の学長(大学共同利用機関法人にあっては、機構長。以下同じ。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された学長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時にあって、国立大学法人法の規定により、それぞれ学長又は監事に任命されたものとする。</p> <p>3 国立大学法人法第 12 条第 7 項(大学共同利用機関法人にあっては、同法第 26 条において準用する同項)の規定は、第 1 項の学長となるべき者の指名について準用する。</p>	<p>(法人の長及び監事となるべき者)</p> <p>第 14 条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。</p> <p>3 第 20 条第 1 項の規定は、第 1 項の法人の長となるべき者の指名について準用する。</p>
<p>(設立委員)</p> <p>第 15 条 文部科学大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人</p>	<p>(設立委員)</p> <p>第 15 条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設</p>

の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出るとともに、その事務を前条第1項の規定により指名された学長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

- 第16条 第14条第1項の規定により指名された学長となるべき者は、前条第2項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

- 第17条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

## 第2章 役員及び職員

(代表権の制限)

- 第24条 独立行政法人と学長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

- 第25条 学長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

- 第26条 独立行政法人の職員は、学長が任命する。

## 第3章 業務運営 第1節 業務

(業務方法書)

- 第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 3 文部科学大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

## 第2節 中期目標等

(年度計画)

- 第31条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、国立大学

立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第1項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

- 第16条 第14条第1項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第2項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

- 第17条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

## 第2章 役員及び職員

(代表権の制限)

- 第24条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

- 第25条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

- 第26条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

## 第3章 業務運営 第1節 業務

(業務方法書)

- 第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令文は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

## 第2節 中期目標等

(年度計画)

- 第31条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1

法人法第31条第1項の認可を受けた同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、文部科学省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について国立大学法人法第31条第1項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 独立行政法人は、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 国立大学法人評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、国立大学法人評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、国立大学法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第33条 独立行政法人は、国立大学法人法第30条第1項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間の終了後3月以内に、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第34条 独立行政法人は、文部科学省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第 号）第16条第2項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して当該中期目標の

項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第1項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第33条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

- 3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第35条 文部科学大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。

#### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第36条 独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の3月31日(1月1日から3月31日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の3月31日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第37条 独立行政法人の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

- 3 文部科学大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 独立行政法人は、第1項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて

- 3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

#### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第36条 独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の3月31日(1月1日から3月31日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の3月31日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第37条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

- 3 主務大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 独立行政法人は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定

置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第 39 条 国立大学法人等は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、文部科学大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第 41 条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和 49 年法律第 22 号）第 4 条の規定は、第 39 条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第 4 条第 2 項第 1 号中「第 2 条」とあるのは、「国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則 39 条」と読み替えるものとする。

める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第 39 条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第 41 条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和 49 年法律第 22 号）第 4 条（第 2 項第 2 号を除く。）の規定は、第 39 条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第 4 条第 2 項第 1 号中「第 2 条」とあるのは、「独立行政法人通則法第 39 条」と読み替えるものとする。

国立大学法人法第 38 条による読替後	通則法第 41 条による読替後	読替前の商法特例法
<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第 4 条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>(1) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 24 条又は第 34 条の 11 の規定により、大会社の<u>国立大学法人法第 35 条</u>において準用する<u>独立行政法人通則法第 39 条</u>に掲げるものについて監査をすることができない者</p> <p>(2) 大会社の子会社（商法第 211 条ノ 2 に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは連結子会社若しくはそれらの取締役、執行役（第 21 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する執行役をいう。以下この節において同じ。）若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>(4) 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第 2 号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第 4 条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>(1) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 24 条又は第 34 条の 11 の規定により、大会社の<u>独立行政法人通則法第 39 条</u>に掲げるものについて監査することができない者</p> <p>((2) 準用なし)</p> <p>(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>(4) 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第 2 号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第 4 条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>(1) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 24 条又は第 34 条の 11 の規定により、大会社の第 2 条に掲げるものについて監査をすることができない者</p> <p>(2) 大会社の子会社（商法第 211 条ノ 2 に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは連結子会社若しくはそれらの取締役、執行役（第 21 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する執行役をいう。以下この節において同じ。）若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>(4) 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第 2 号に掲げる者であるもの</p>

## (会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての文部科学大臣の第38条第1項の承認の時までとする。

## (会計監査人の解任)

第43条 文部科学大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## (利益及び損失の処理)

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を国立大学法人法第31条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の用途に充てることことができる。

4 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第1項の規定による積立金の処分については、国立大学法人法第32条に定めるところによる。

## (借入金等)

第45条 独立行政法人は、中期計画の国立大学法人法第31条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

4 文部科学大臣は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、国立大学法人法第33条第1項又は第2

## (会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第38条第1項の承認の時までとする。

## (会計監査人の解任)

第43条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## (利益及び損失の処理)

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の用途に充てることことができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第1項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

## (借入金等)

第45条 独立行政法人は、中期計画の第30条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほ

項の規定による場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第48条 独立行政法人は、文部科学省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において国立大学法人法第31条第2項第5号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

(会計規程)

第49条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第50条 この法律並びに国立大学法人法及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第5章 人事管理

第1節 特定独立行政法人

(役員の報酬等)

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

か、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第48条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(会計規程)

第49条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第50条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第5章 人事管理

第1節 特定独立行政法人

(役員の報酬等)

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の

(評価委員会の意見の申出)

第53条 文部科学大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。

## 第2節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(職員の給与等)

第63条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとるように定められなければならない。

## 第6章 雑則

(報告及び検査)

第64条 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第65条 文部科学大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、国立大学法人法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による文部科学大臣の求めが

事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第53条 主務大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

## 第2節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(職員の給与等)

第63条 特定行政独立法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとるように定められなければならない。

## 第6章 雑則

(報告及び検査)

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第65条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあっ

あったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

(解散)

第66条 独立行政法人の解散については、別の法律で定める。

たときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第66条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

## 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律案要綱

- 第1 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）及び国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）を廃止すること。
- 第2 国立大学法人法等の施行に伴い、次の関係法律について、所要の改正を行うこと。
- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）
  - 2 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）
  - 3 旅館業法（昭和23年法律第138号）
  - 4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
  - 5 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）
  - 6 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）
  - 7 社会教育法（昭和24年法律第207号）
  - 8 学校施設の確保に関する政令（昭和24年政令第34号）
  - 9 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和25年法律第62号）
  - 10 地方税法（昭和25年法律第226号）
  - 11 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
  - 12 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）
  - 13 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）
  - 14 学校図書館法（昭和28年法律第185号）
  - 15 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）
  - 16 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）
  - 17 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）
  - 18 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）
  - 19 地力財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）
  - 20 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）
  - 21 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）
  - 22 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）
  - 23 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和32年法律第145号）
  - 24 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - 25 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）
  - 26 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）
  - 27 所得税法（昭和40年法律第33号）
  - 28 法人税法（昭和40年法律第34号）
  - 29 印紙税法（昭和42年法律第23号）
  - 30 登録免許税法（昭和42年法律第35号）
  - 31 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等

- に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）
- 32 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）
  - 33 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）
  - 34 研究交流促進法（昭和61年法律第57号）
  - 35 消費税法（昭和63年法律第108号）
  - 36 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）
  - 37 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）
  - 38 財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）
  - 39 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）
  - 40 国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）
  - 41 独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号）
  - 42 産業技術力強化法（平成12年法律第44号）
  - 43 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）
  - 44 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
  - 45 放送大学学園法（平成14年法律第156号）
  - 46 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第 号）
  - 47 総務省設置法（平成11年法律第91号）
  - 48 文部科学省設置法（平成11年法律第96号）

### 第3 附則

本法の施行期日及び本法の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。

## 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律案（抄）

（趣旨）

第1条 この法律は、国立大学法人法（平成15年法律第 号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第 号）、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第 号）、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第 号）、及び独立行政法人メディア教育開発センター法（平成15年法律第 号）の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

（国立学校設置法等の廃止）

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- (1) 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）
- (2) 国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）

（学校教育法の一部改正）

第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「国」の下に「（国立大学法人法（平成15年法律第 号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）」を加える。

第68条の2第3項中「国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の5に規定する大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

第87条の2中「国立学校設置法並びに」を削る。

（以下略）

第156回国会における文部科学省提出法律案（抄）

国会提出日：平成15年2月28日

法案名：

- ・国立大学法人法案
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構法案
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構法案
- ・独立行政法人国立大学財務・経営センター法案
- ・独立行政法人メディア教育開発センター法案
- ・国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

以上の法案の「要綱」「法律案」「理由」「参照条文」は、文部科学省のホームページ

(URL：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/156tuu.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/156tuu.htm)) をご参照ください。

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務課広報室を通じて行ってください。

No. 1258 2003年3月17日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学総務課広報室 ☎ (3811) 3393

e-mail kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/index-j.html>